

# 《ひとり親家庭等への支援》

妊  
娠

## 児童扶養手当

父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童を監護養育している父母又は養育者に支給されます。 ※所得制限あり

**問合せ** こども家庭課  
TEL 0299-90-1205



出  
産

## 母子・父子自立支援員

ひとり親家庭のみなさんが抱えている生活上の問題についての相談を受け、自立に必要な情報提供を行い、問題解決のお手伝いをします。

**問合せ** こども家庭課  
TEL 0299-90-1205

## 高等職業訓練促進給付金

就職に役立つ資格の取得をするために給付金を支給します。申請には受給条件があるので、事前相談が必要です。

**問合せ** こども家庭課  
TEL 0299-90-1205



医  
療

## 神栖市母子寡婦福祉会

一人親家庭の会です。シングル世帯同士、遠足に行ったり、レクリエーションをしたり、クリスマス会やいちご狩りなどを行っています。又会員同士、諸制度について話し合いながら、親睦を図っています。さらに、茨城県母子寡婦福祉連合会では、小口資金の融資を始め、親子すこやか交流事業・茨城県ひとり親家庭等日常生活支援事業（乳幼児の世話、食事や身の回りの世話、買い物など）があります。お困りの際は、福祉会に声を掛けてください。

**問合せ** 神栖市社会福祉協議会 波崎支所 TEL 0479-48-0294

※相談内容に合わせて会代表へおつなぎします

遊  
ぶ・  
学  
ぶ

## ひとり親家庭の医療費助成(マル福・神福)

幼  
保  
稚  
施  
園  
設

**対象者** (1)～(2)の子を監護・養育している配偶者のいない方(父母以外も含む)とその子(各年齢に達した3月31日まで)

- (1) 高校生相当までのお子さん
- (2) 中程度以上の障がいがある20歳未満のお子さん

### 自己負担

保険診療分が、助成の対象です

※保険外診療は、助成の対象外です(診断書代、予防接種代、健診代、部屋代、食事代等)

- 外来… ひとつの病院につき1回600円まで ひと月2回まで自己負担(同じ病院へ3回以上行った場合、3回目以降の自己負担はありません)
- 入院… ひとつの病院につき1日300円まで ひと月上限3,000円
- 調剤… 院外処方の場合は、自己負担はありません

### 利用方法

- ◇ 県内受診… 受給者証・保険証を提示し、自己負担金をお支払いください
- ◇ 県外受診… 受給者証は使えません。後日、市役所で返金の申請をしてください  
(申請に必要なもの) 受給者証、保険証、振込先口座がわかるもの  
領収書原本(氏名・保険点数・領収金額・診察日の記載があるもの)  
※領収書原本が必要な場合は、コピーと原本の両方を持参してください

### 手続きに必要なもの

- 保険証  マイナンバーのわかるもの(保護者、お子さん、保険証の被保険者)
- ひとり親家庭であることが確認できる書類(戸籍謄本など)  
※ひとり親になった日の翌月末までに手続きが必要です  
※転入の場合は、所得証明書または所得照会同意書が必要です  
また、転入日の翌月末までに手続きが必要です  
※保険証の内容が確認できない期間は、助成対象外です

**問合せ** 国保年金課 TEL 0299-90-1143

預  
ける

小  
学  
校  
・  
中  
学  
校  
・  
高  
校

支  
援  
・  
相  
談